

○ひたちなか市水道事業給水条例施行規程

平成6年11月1日

水道部規程第9号

改正 平成10年4月1日水道部規程第1号

平成15年3月26日水道部規程第2号

平成25年10月17日水道規程第2号

平成27年3月30日水道規程第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、ひたちなか市水道事業給水条例（平成6年条例第119号。以下「条例」という。）第47条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例（平成6年条例第116号）

第3条第2項に定める給水区域内において、配水管の布設していない所又は特殊な地形から給水することが著しく困難と認められる所では、給水をしないことがある。

2 配水管の布設していない所でも、給水を受けようとする者が工事費を負担するときは、給水することができる。

第3条及び第4条 削除

(代理人の変更届出)

第5条 条例第7条に定める代理人を変更するときは、代理人変更届（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(管理人の変更届出)

第6条 条例第8条に定める管理人を変更するときは、管理人変更届（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(支分の承諾)

第7条 他人の給水装置から支分引用するときは、当該給水装置所有者の承諾を得なければならない。

(支分引用の制限)

第8条 前条による支分引用が、他の給水に支障を来すおそれあるときは、支分引用の許可をしないことがある。

(給水装置の構成)

第9条 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓（筐を含む。）、水道メータ（筐を含む。）及び給水栓をもって構成する。

(受水槽の設置)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、受水槽を設けなければならない。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 建物の3階以上又はこれに相当する高さに給水するとき。
- (2) ボイラーその他逆圧のおそれのあるものへ給水するとき。
- (3) 一時に多量の水を使用するものへ給水するとき。
- (4) 直結によって汚染のおそれのあるものへ給水するとき。

2 前項の設置基準は、別に定める。

(工事の承認)

第11条 条例第11条の規定により工事を管理者に申し込み、その承認を受けようとする者（以下「工事申請者」という。）は、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 給水装置工事申請書（様式第3号）
- (2) 支分引用承諾書（支分引用をしようとするとき。）
- (3) その他必要な書類

2 管理者は、前項の書類を審査した結果、設計が不相当と認めるときは、その旨を付して指定給水装置工事事業者に再設計を命ずるものとする。

3 第1項の書類の内容を変更し、又は工事を中止しようとするときは、変更届を管理者に提出しなければならない。

4 工事申請者が工事の承認を受けてから1月以内に工事に着手しないときは、その承認を取り消すことができる。

(しゅん工検査)

第12条 工事申請者は、工事が完成したときは、直ちにしゅん工届、しゅん工図及び使用材料明細書を管理者に提出し、当該工事を担当した給水装置工事主任技術者の立会いの上、市の検査を受けなければならない。ただし、別に管理者の定めるしゅん工検査予約簿にしゅん工検査の予約をしたときは、しゅん工届等の提出を省略することができる。

2 検査の結果、不完全と認めた場合は、管理者が指定する期限内に改修しなければならない。

(しゅん工検査の方法)

第13条 前条のしゅん工検査の方法は、次のとおりとする。

- (1) 給水装置の設置基準検査
  - (2) 水圧検査
  - (3) 使用材料の確認
  - (4) 設計図との照合検査
  - (5) 埋戻検査
  - (6) その他必要部分の検査
- (配水分岐の立会い)

第14条 指定給水装置工事事業者は、配水管から分岐する工事のときは、市の当該職員の立会いの上でなければ配水管にせん孔することができない。

(工事の標識)

第15条 公道部分を掘削するときは、道路占用許可を得てから着工しなければならない。この場合において、給水工事現場には、工期、作業種別、指定給水装置工事事業者名、給水装置工事主任技術者名のほか、危険標示をした標識板及び危険灯を掲げなければならない。

(修繕工事)

第16条 条例第10条第1項の所有者等（以下「所有者等」という。）から修繕工事の請求を受けた指定給水装置工事事業者は、遅滞なくこれに応じなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置を修繕したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。ただし、使用水量に影響のないものについては、毎月末日にその月分をまとめて届け出ることができる。

(責任修理)

第17条 工事しゅん工後1年以内に生じた故障については、当該工事を行った指定給水装置工事事業者が自費をもって修理しなければならない。ただし、その故障が不可抗力若しくは所有者等の故意又は過失によるときは、この限りでない。

### 第3章 給水

(メータの公差)

第18条 メータ検査に係る公差は、100分の4以下とする。

(メータの亡失又は損傷に係る処置)

第19条 メータを保管する者（以下この条において「保管者」という。）が、メータを亡失し、又は損傷したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 保管者が管理義務を怠ったためにメータを亡失し、又は損傷したときの弁償金

の額の算出は、次の方法による。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

時価－（時価÷耐用年数）×使用年数

3 メータの亡失又は損傷が天災その他保管者の責任でないと認めるときは、前項の弁償金は、徴収しない。

（給水装置及び水質の検査）

第20条 条例第24条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

（1） 給水装置については、その構造、材質若しくは機能、漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

（2） 水質については、色及び濁度並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する以外の検査を行うとき。

2 管理者が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

#### 第4章 料金

（用途の認定）

第21条 管理者は条例第26条第1項に定める料金の用途に区別し難いものについては、その用途を認定する。

（納入期限）

第22条 水道料金の納期限は、検針月の翌月20日とする。

（料金等の過誤納の場合）

第23条 料金等の納付後その納付金に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。

（定例日の変更したときの使用水量）

第24条 条例第27条第2項により管理者が必要と認めて、定例日以外の日にメータの点検を行ったときは、その使用水量により定例日の使用水量と定める。

（料金その他の減免）

第25条 条例第37条の規定により料金等の減免を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

#### 第5章 管理

（指定給水装置工事事業者の公示）

第26条 給水装置工事事業者を指定し、又は指定を取り消し、若しくは指定の効

力を停止したときは、遅滞なくこれを公示する。

(指定の停止)

第26条の2 指定給水装置工事事業者が水道法（昭和32年法律第117号）第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合で、<sup>しんしやく</sup>斟酌すべき特段の事由があると認めるときは、指定の取消しに代えて、1年を超えない期間において指定の効力を停止することができる。

2 指定給水装置工事事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止に係る基準、期間、手続その他必要な事項は、別に定める。

(停水処分の方法)

第27条 条例第40条又は第41条の規定による給水の停止は、止水栓の閉鎖又はメータの撤去により行う。

(標識の掲示)

第28条 給水装置の使用人は、市が交付する標識を門戸その他他人の見やすい箇所に掲示しなければならない。

2 前項の標識を亡失又は損傷した場合は遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(身分証明書の携帯)

第29条 条例第24条、第27条、第34条及び第38条の規定によるメータの点検、集金並びに給水装置の検査を行う職員並びに受託者は、身分証明書を携帯するものとする。

第5章の2 簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等

第29条の2 条例第45条第3項の規定による簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、茨城県給水施設条例施行規則（昭和55年茨城県規則第74号）に定める管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

第6章 雑則

(届出、申請、標識等の様式)

第30条 条例及びこの規程で定められていない届出、申請、標識等の様式は、管理者が別にこれを定める。

(補則)

第31条 この規程に定めない事項は、管理者がその都度定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の日の前日までに合併前の勝田市水道事業給水条例施行規程（昭和44年勝田市水道部規程第13号）及び旧那珂湊市水道事業給水条例施行規程（昭和36年那珂湊市規程第5号）の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成10年水道部規程第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成15年水道部規程第2号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成25年水道規程第2号）

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

付 則（平成27年水道規程第2号）

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の様式第3号の規定にかかわらず、この規程の施行の日の前日まで使用していた給水装置工事申請書については、当面の間、使用することができる。

様式 略